

## ～市内事業者の皆様へ～

# 「令和4年度ひらかわ生活応援商品券」 取扱店事業者を募集します！！

市民の方を対象として7,500円分の商品券（千円券（共通券）6枚、五百円券（専用券）3枚綴）を5,000円で販売します。

そこで、以下のとおり、商品券を利用できる事業者を募集します。

※大型店では、五百円券は使用できません。

- 1 対象事業者：平川市内に店舗又は事業所を有する事業者。ただし、次の店舗については大型店とする。

㈱佐藤長（3店舗）、㈱伊徳、マックスバリュ、DCMホームック、ホームックニコット、ツルハドラック、ハッピードラック、薬王堂、ファッションセンターしまむら、西松屋

- 2 対象業種（日本標準産業分類より）

建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
製造業	印刷業
運輸業	一般乗用旅客自動車運送業（ハイヤー・タクシー・福祉タクシー）
卸売業、小売業	全般
宿泊業、飲食サービス業	全般
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯業、洗張・染物業、理・美容業、公衆浴場業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、冠婚葬祭業、食品貸加工業、結婚相談・結婚式場紹介業、写真プリント・現像・焼付業、運転代行業、ペット美容室等、スポーツ施設提供業

- 3 募集期間

令和4年8月1日（月）～令和4年9月15日（木）

- 4 申込方法

登録申請書（様式第2号）に必要事項を記入し、営業許可証等の写しとともに平川市商工会へ郵送又は直接提出してください。

※登録申請書については、市または平川市商工会のホームページからダウンロードするか、平川市商工観光課または平川市商工会の窓口で入手可能です。

- 5 商品券の販売期間

令和4年10月11日（火）～令和5年1月31日（火）

- 6 商品券の使用期間

令和4年10月11日（火）～令和5年2月28日（火）

- 7 申込・お問い合わせ先

〒036-0104 平川市柏木町藤山 27-2  
平川市商工会（電話：0172-44-3055）

事業者の皆さん  
登録をお願いします！



# 「令和4年度ひらかわ生活応援商品券事業」 取扱店事業者募集要項（抜粋事項）

## ■商品券の注意事項等について

- 1 商品券は飲食及び物品の販売又はサービスの提供等の取引に使用可能です。
- 2 商品券による購入後は、返品できません。
- 3 現金との交換・両替はできません。
- 4 額面に満たない場合でも、つり銭は支払われません。
- 5 使用期間を過ぎた商品券は使用できません。
- 6 紛失及び盗難、減失、偽造に対し、受取りを拒否するとともに、速やかに平川市商工会へ報告してください。
- 7 破損した商品券は、通し番号及びホログラムが確認できる場合に限り取り扱うものとします。 等

## ■商品券の換金方法について

- 1 換金期間  
令和4年10月17日（月）～令和5年3月15日（水）
- 2 換金方法  
使用済み商品券を平川市商工会に提出。→商工会が、小切手を発行します。

## ■取扱店事業者の責務等について

- 1 取扱店事業者であることを明確にするため、ステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- 2 破損した商品券は、通し番号及びホログラムが確認できる場合に限り取扱い可能とします。
- 3 商品券を受け取った場合は、再流出を防止するため、裏面に取扱店名を捺印又は記入することとし、既に取扱店名の記載があるものは受け取りを拒否してください。
- 4 使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務となります。
- 5 取扱店事業者の関係者が購入した商品券の直接換金は禁止します。
- 6 取扱店事業者において本券を使用対象外とするものを独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示してください。
- 7 登録事項に変更があったときは、速やかに商工会へ届けてください。
- 8 新型コロナウイルス感染防止対策として、各業界で定めるガイドラインを遵守してください。 等

※詳細については、市または平川市商工会のホームページをご覧ください。